

第十一章 知的財産

第A節 一般規定及び基本原則

第十一・一条 目的

1 この章の規定は、次の事項を認識した上で、知的財産権の効果的かつ十分な創造、利用、保護及び行使を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進することにより、貿易及び投資にもたらされるゆがみ及び障害を軽減することを目的とする。

- (a) 締約国の経済開発及び能力の異なる水準並びに国内法制の差異
- (b) イノベーション及び創造性を促進する必要性
- (c) 知的財産の権利者の権利と利用者の正当な利益及び公共の利益との間の適当な均衡を維持する必要性
- (d) 情報、知識、コンテンツ、文化及び芸術の普及を円滑にする重要性
- (e) 透明性がある知的財産制度の確立及び維持並びに知的財産権の十分かつ効果的な保護及び行使の促進及び維持が権利者及び利用者に信頼を与えること。

2 知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び利用者の相互の利益となるように、かつ、社会

的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との均衡に資するべきである。

第十一・二条 知的財産の範囲

この章の規定の適用上、「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までに定める著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、植物の品種の保護並びに開示されていない情報の保護をいう。

第十一・三条 他の協定との関係（注）

注 この条の規定の適用上、締約国は、知的財産についてこの章の規定が貿易関連知的所有権協定において要求される保護よりも広範な保護を定めるといふ事実をもって、この条及び第二十・二条（他の協定との関係）2に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

知的財産に関し、この章の規定と貿易関連知的所有権協定の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、貿易関連知的所有権協定の規定が優先する。

第十一・四条 原則

1 締約国は、自国の法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに自国の社会経済的及び技術的發展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。

2 締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。(注)

注 締約国は、知的財産権がそれ自体では必ずしも市場における支配力を与えるものではないことを認識する。

3 2の規定を適用するほか、締約国は、競争を促進することの必要性を認識する。

第十一・五条 義務

各締約国は、この章の規定を実施する。締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される保護よりも広範な保護を自国の法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

第十一・六条 知的財産権の消尽

各締約国は、知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができる。

第十一・七条 内国民待遇

1 各締約国は、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定及び世界知的所有権機関（以下この章において「WIPO」という。）により運用される多数国間協定であつて当該各締約国が締結しているものによって定める例外については、この限りでない。

注1 この1の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の規定の対象となる知的財産権の利用に影響を及ぼす事項を含む。

さらに、この1の規定の適用上、「保護」には、次の事項に関する規定も含む。

- (a) 第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）に定める効果的な技術的手段
- (b) 第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める権利管理情報

注2 この1の規定の適用上、締約国の「国民」には、関係する権利について、当該締約国の第一・二条（一般的定義）(t)に定義

する者であつて、第十一・九条（多数国間協定）に掲げる協定又は貿易関連知的財産協定に定める保護の適格性の基準を満たすこととなるものを含む。

2 締約国は、自国の司法上及び行政上の手続（他の締約国の国民に対し、自国の領域における送達の住所の選定又は代理人の選任を要求するものを含む。）に関し、1に規定する例外が次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合に限り、その例外を援用することができる。

(a) この章の規定に反しない自国の法令の遵守を確保するために必要であること。

(b) 貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

3 1の規定に基づく義務は、知的財産権の取得又は維持に関してWIPOの主権の下で締結された多数国間協定に定める手続については、適用しない。

第十一・八条 貿易関連知的財産協定及び公衆の健康

1 締約国は、二千一年十一月十四日に採択された知的財産権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言を再確認する。締約国は、特に、この章の規定について次の了解に到達した。

(a) 締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正

当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認する。

(b) 締約国は、この章の規定が、各締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものでなく、また、妨げるべきでないことを合意する。

(c) 締約国は、各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、特に全ての人の医薬品へのアクセスを促進する権利を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、及び実施することができ、また、そのような方法で解釈し、及び実施すべきであることを確認する。

2 この章の規定は、医薬品へのアクセス及び公衆の健康に係る締約国の約束に鑑み、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定の効果的な利用を妨げるものでなく、また、妨げるべきでない。

3 締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定を実施するための国際的な努力に貢献することの重要性を認識する。

第十一・九条 多数国間協定

1 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入する。

- (a) 千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「パリ条約」という。）
- (b) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成され、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「ベルヌ条約」という。）
- (c) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（千九百七十九年九月二十八日の修正並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日の変更を含む。）（以下この章において「特許協力条約」という。）
- (d) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（二千六年十月三日及び二千七年十一月十二日の修正を含む。）（以下この章において「マドリッド議定書」という。）
- (e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約（以

下この章において「WIPO著作権条約」という。）

(f) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（以下この章において「WIPO実演・レコード条約」という。）

(g) 二十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（以下この章において「マラケシュ条約」という。）

2 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（千九百八十年九月二十六日の修正を含む。）

3 締約国は、次のいずれかの多数国間協定を批准し、又はこれに加入しようとする場合には、当該多数国間協定の批准若しくはこれへの加入又はその実施の支援のための他の締約国との協力を求めることができる。

(a) 千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約の千九百

九十一年改正条約

(b) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(d) 二千六年三月二十七日にシンガポールで作成された商標法に関するシンガポール条約

第B節 著作権及び関連する権利

第十一・十条 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

1 各締約国は、著作物の著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を付与する。

2 各締約国は、実演家及びレコード製作者（注）に対し、そのレコードに固定された実演及びレコードのそれぞれについて、有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可

能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

注 この章の規定の適用上、締約国は、「レコード製作者」を「録音物の著作者」と同一の意味を有するものと解釈することができる。

3 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードを複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。

第十一・十一条 放送に対する報酬請求権（注）

注 締約国がWIPO実演・レコード条約を締結しており、又は締結することとなる場合には、この条の規定に基づく当該締約国の義務は、当該締約国がWIPO実演・レコード条約に基づいて行った又は行うこととなる約束及び留保に従う。

実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬又はこれに代わる使用料を受け取る権利を享有する。

第十一・十二条 放送機関及び衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

1 各締約国は、放送機関に対し、その放送の少なくとも無線による再放送、その放送の固定及びその放送

の固定物の複製を禁止する排他的権利を付与する。(注1、注2)

注1 締約国は、放送機関に対して当該権利を付与しない場合には、ベルヌ条約に従い、放送の対象物の著作権者がこの1に規定する行為を防止することができるようにする。

注2 各締約国は、この1の規定に従って付与する権利に関し、ローマ条約の認める限りにおいて、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。

2 各締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を起源とする番組伝送信号について、当該番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該番組伝送信号が復号化されたことを知りながら行う次のいずれかの行為のうち少なくとも一の行為に対する措置を自国の法令に従って定めるよう努める。

(a) 故意による受信(注)

注 この2(a)及び(c)の規定の適用上、締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の故意による受信とは、当該番組伝送信号の受信及び利用又は当該番組伝送信号の受信及び復号化をいうものと定めることができる。

(b) 故意による配信(注)

注 締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

(c) 故意による受信及び更なる配信（注）

注 締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

第十一・十三条 集中管理を行う団体

1 各締約国は、著作権及び関連する権利の集中管理を行う適当な団体の設立を促進するよう努める。各締約国は、当該団体に対し、公正な、効率的な及び公に透明性がある態様並びにその構成員に説明責任を負う態様で運営すること（使用料（注）の徴収及び分配について、公開された、かつ、透明性がある態様で記録を保存することを含めることができる。）を奨励する。

注 「使用料」には、衡平な報酬を含めることができる。

2 締約国は、締約国間でコンテンツの一層容易な利用許諾を相互に確保するためにそれぞれの集中管理を行う団体の間で協力を促進すること及び他の締約国の国民の著作物その他著作権によつて保護される対象物の利用に対する使用料の相互の移転を奨励する（注）ことの重要性を認識する。

注 「奨励する」は、集中管理を行う団体における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

第十一・十四条 効果的な技術的手段の回避

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていらない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十一・十五条 電磁的な権利管理情報の保護

各締約国は、電磁的な権利管理情報（注）を保護するため、この章に定める著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知る事ができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。

注 この条の規定の適用上、「権利管理情報」とは、次のいずれかの情報をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

(a) 著作物、実演、レコード、著作物の著作者、実演の実演家、レコードの製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報

(b) 著作物、実演又はレコードの利用の条件に係る情報

(c) (a)及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号

(a) 電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、レコードに固定された実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

第十一・十六条 技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外

1 各締約国は、第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）の規定を実施する措置に対する適当な制限及び例外を自国の法令に従って定めることができる。

2 第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及

ばすものではない。

第十一・十七条 ソフトウェアの政府による使用

各締約国は、次のことを行う約束を確認する。

- (a) 自国の中央政府がこの章の規定に適合する態様で知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用することを定める適当な法令又は政策を維持すること。
- (b) 自国の地域及び地方の政府が(a)に定める措置と類似の措置を採用し、又は維持するよう奨励すること。

第十一・十八条 制限及び例外

- 1 各締約国は、排他的権利の制限又は例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別の場合に限定する。(注)

注 この1の規定は、締約国が、自国が締結しており、又は締結することとなる知的財産に関する多数国間協定に従って放送に関する制限又は例外を定めることを妨げるものではない。

- 2 1の規定は、締約国が貿易関連知的財産権協定、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO著作権条約及びW

I P O 実演・レコード条約の締約国として利用することができる制限及び例外の適用可能性の範囲を減少させ、又は拡大するものではない。

3 各締約国は、正当な目的（教育、研究、批評、意見及び報道並びに盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために発行された著作物を利用する機会の促進を含む。）のため、特に1の規定に適合する制限及び例外により、自国の著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を可能とするよう努める。

4 締約国は、1に規定する権利の制限又は例外が1の規定に従って限定されている限り、当該権利の制限又は例外を公正な利用のために採用し、又は維持することができる。

第C節 商標

第十一・十九条 商標の保護

各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登

録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができないことを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。(注)

注 締約国は、商標の適切な記述(図式によって表示することができるもの)を要求することができる。

第十一・二十条 団体標章及び証明標章の保護

- 1 各締約国は、商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。
- 2 各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることができるとを定める。

第十一・二十一条 商標分類制度

- 1 各締約国は、千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(随時行われる修正を含む。)(以下この章において「ニース協定」とい

う。)に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。

2 ニース協定の定める分類制度(以下この章において「ニース分類」という。)の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。

第十一・二十二条 商標の登録及び出願

1 各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。

(a) 出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する(電子的手段によることができる。)
との要件

(b) 出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会

(c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 商標の出願に対して異議を申し立てること。

(ii) 権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。

(d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

- (i) 登録に対して異議を申し立てること。
- (ii) 登録の抹消を求めること。
- (iii) 登録の取消しを求めること。
- (iv) 登録の無効を求めること。
- (e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含む。

2 各締約国は、次のものを提供する。

- (a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム
- (b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース

第十一・二十三条 与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結

果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであつてはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであつてはならない。

第十一・二十四条 例外

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十一・二十五条 地理的表示に先行する商標の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。

第十一・二十六条 広く認識されている商標の保護

1 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標（注1、注2）と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する（注3）ための適当な措置

を定める。

注1 この1の規定の適用上、締約国は、「広く認識されている商標の複製、模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同一又は類似のもの」として取り扱うことができる。

注2 締約国は、広く認識されている商標には、一の締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。

注3 締約国は、自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えることにより、その使用を禁止するための適当な措置を定めるこの1の規定に基づく義務を履行することができる。

2 各締約国は、千九百九十九年九月二十日から二十九日までの第三十四回WIPPO加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPPOの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。

3 いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要

求してはならない。

第十一・二十七条 悪意による商標（注）

注 この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる。

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。

第十一・二十八条 二以上の商品又はサービスに関する単一出願

各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。

第D節 地理的表示

第十一・二十九条 地理的表示の保護

各締約国は、自国の法令において、地理的表示を保護するために適当かつ効果的な手段を確保する。各締

約国は、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての要件が満たされることを条件として、その保護につき商標制度、特別の制度又は他の法的手段によって定めることができることを認識する。

第十一・三十条 地理的表示の保護のための国内の行政上の手続

1 締約国は、地理的表示の保護のための国内の行政上の手続（注）を定める場合には、商標によるものであるか特別の制度によるものであるかを問わず、地理的表示の保護の申請について次のことを行う。

注 この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

(a) いずれかの締約国による自国民のためのあつせんを要求することなく、地理的表示の保護の申請を受
理すること。（注）

注 締約国は、他の締約国を原産地とする地理的表示の保護の申請に当該地理的表示が当該他の締約国において保護されていることを十分に示すと自国が認める証拠を含めることを要求することができる。

(b) 合理的な手続及び方式（注）に従って当該申請を処理すること。

注 締約国は、この(b)の規定の適用上、合理的な手続及び方式を過度の負担とならない手続及び方式とすることができることを了解する。

(c) 地理的表示の保護について定める自国の法令が容易に公に利用可能なものであり、及び地理的表示の保護に関する手続（申請の提出に関する手続を含む。）を明確に定めることを確保すること。

(d) 公衆が地理的表示の保護の申請の提出に関する手続についての指針を入手し、及び申請者又はその代表者が個別の申請の処理状況について確認するための情報を利用可能なものとする事。

(e) 当該申請が異議申立てのために公表されることを確保すること及び当該申請の対象となっている地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること。異議申立ては、いずれかの締約国による自国民のためのあつせんを要求することなく受理されなければならない。

2 締約国は、1に規定する地理的表示の保護に関し、地理的表示に与えられた保護の取消し（注）の手続を定める。

注 この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続によつて実施することができる。

第十一・三十一条 異議申立て及び取消しの根拠

1 各締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）1(e)に規定する異議申立ての手続に関し、少なくとも地理的表示が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通

例として用いられている用語（注）であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立て、及び当該保護が拒絶されることを認める手続を定める。

注 締約国は、一の締約国がぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又はその申請についてこの条の規定を適用する場合には、この節のいかなる規定も、当該一の締約国に対し、ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、該当する表示が当該一の締約国の領域において存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、保護することを要求するものではないことを了解する。

2 締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める手続により地理的表示の翻訳又は音訳について地理的表示の保護を与える場合には、当該翻訳又は音訳の保護に対する異議申立てについて、少なくとも1に規定する根拠と同様の根拠を利用可能なものとする。（注）

注 締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示の申請についてこの2の規定を適用することを要求されない。

3 各締約国は、1に規定する手続に関し、一の用語が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であるかどうかを決定するに当たり、消費者が当該一の用語を自国の領域においてどのように理解しているかを自国の権限のある当局が考慮する権限を有するこ

とを確保する。この消費者の理解に関連する要素には、次の事項を含めることができる。

(a) 当該一の用語が、辞書、新聞、関連するウェブサイト等における適当な情報によって示されるように、特定の商品の種類に言及するために用いられているかどうか。

(b) 当該一の用語によって示される商品が、自国の領域においてどのように販売され、及び取引において使用されているか。(注)

注 この(b)の規定の適用上、締約国の当局は、適当な場合には、当該一の用語が、締約国間で認められた関連する国際的な基準において、自国の領域に存在する商品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。

4 いずれの締約国も、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）2に規定する取消しの手続
に
関し、保護された用語が自国において当初に保護を与えられた時の条件を満たさなくなったことに基づき、地理的表示の保護が取り消され、又はその他の方法によって消滅する可能性を排除してはならない。

第十一・三十二条 複数の要素から構成される用語

地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び前条（異議申立て及び取消しの根拠）に定める手続

に関し、締約国の領域において関連する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けない。

第十一・三十三条 地理的表示の保護の日

第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める締約国の国内の行政上の手続（注1）による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日（注2）又は登録の日のうち該当するいずれかの日以後に開始するものとする。

注1 この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

注2 この条に規定する提出の日には、締約国が自国の商標制度により地理的表示を保護する場合において、該当するときは、パリ条約に定める優先権に係る出願の日を含む。

第十一・三十四条 国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後に妥結されたものに限る。）に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該地理的表示が第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める手続によって保護されてい

ないときは、次のことを行う。

(a) 地理的表示の保護又は認定のための手続に関する情報を公に利用可能なものとする事及び該当する場合には、少なくとも利害関係を有する者が保護又は認定の要請の検討状況を確認することができるようにすること。

(b) 保護又は認定を検討されている地理的表示が異議申立てのために公表されることを確保すること、第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）1に定める事由を根拠として少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること及び当該手続に第十一・三十二条（複数の要素から構成される用語）の規定を適用すること。

(c) 当該締約国が他の締約国又は非締約国の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語に関する詳細を公に利用可能なものとする事。

第十一・三十五条 妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

1 いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日に先立って妥結されたものに限る。）において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定

に従って保護され、又は認定される地理的表示について前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）の規定を適用することを要求されない。

2 締約国は、新たな地理的表示の保護又は認定を許容している1に規定する国際協定について次のことを行う。（注）

注 締約国は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）に基づく義務を履行することにより、この2の規定を遵守することができる。

(a) 前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)の規定を適用すること。

(b) 前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)に規定する用語が保護され、又は認定される前に、少なくとも利害関係を有する者に対し、合理的な期間、新たな地理的表示の保護又は認定について意見を述べる機会を確保すること。

第E節 特許

第十一・三十六条 特許を受けることができる対象事項

1 2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあ

る全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3及び第M節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注 この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2 締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3 締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

- (a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法
- (b) 微生物以外の動植物並びに非生物学的的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に

生物学的な方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十七条3(b)の規定が改正される場合には、この(b)の規定について類似の改正を行うかどうかを決定するためにこの(b)の規定の見直しを行う。

第十一・三十七条 与えられる権利

1 各締約国は、特許が特許権者に対して次の排他的権利を与えることを定める。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

注 当該輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの章の規定に基づいて付与される他の全ての権利と同様に第十一・六条（知的財産権の消尽）の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法によって直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2 特許権者は、また、特許を譲渡し、又は承継によって移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第十一・三十八条 与えられる権利の例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十一・三十九条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

この協定のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定第三十一条及び第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものではない。

第十一・四十条 特許の試験目的の使用

第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定の適用を制限することなく、各締約国は、試験目的（注）で行う行為でないとしたならば特許を侵害することとなる行為について、特許を付与された発明の対象事項に関して試験目的で行う行為である場合には、いかなる者もこれを行うことができることを定める。

注 各締約国は、第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定に適合して、いかなる行為が「試験目的」の意味に該当するかを決定することができる。

第十一・四十一条 審査及び登録の手續上の側面

1 締約国は、それぞれの特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、それぞれの特許制度の質及び効率性を向上させること並びにそれぞれの権限のある当局の手續及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認識する。

2 各締約国は、次の事項を含む特許制度を定める。

- (a) 出願人に対して特許の付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件
- (b) 出願人がその出願について補正し、及び意見を述べるための機会（注）

注 この(b)の規定の適用上、締約国は、「補正する」には補充を含むことができると及び「意見を述べる」には出願人の出願についての権限のある当局による認定に対する説明又は応答（当該応答が出願についての補正又は補充と併せて行われるかどうかを問わない。）を含むことができることを了解する。

- (c) 特許に関し、当該特許が付与される前に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

- (i) 特許出願に対して異議を申し立てること。
- (ii) 特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を権限のある当局に提供すること。
- (d) 特許に関し、当該特許が付与された後に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会
- (i) その付与に対して異議を申し立てること。
- (ii) 抹消を求めること。
- (iii) 取消しを求めること。
- (iv) 無効を求めること。
- (e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手續における行政上の決定(注)について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注 この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・四十二条 特許の猶予期間

締約国は、イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆へ

の開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。

第十一・四十三条 電子的な特許出願のシステム

各締約国は、特許出願人による出願を容易にするため、電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励される。

第十一・四十四条 十八箇月後の公開

1 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。

注 締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2 締約国は、1の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗

に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

第十一・四十五条 先行技術としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）
締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・四十六条 迅速な審査

各締約国は、自国の法令及び規則に従い、特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するための国内手続を定めるよう努める。

第十一・四十七条 国際特許分類制度の導入

各締約国は、千九百七十一年三月二十四日にストラスブルで作成された国際特許分類に関するストラスブル協定（随時行われる修正を含む。）に適合する特許分類制度を利用するよう努める。

第十一・四十八条 植物の新品種の保護（注）

注 第十一・三十六条（特許を受けることができる対象事項） 3(b)の規定の適用については、植物の品種の保護に関し、この条の規定に従う。

各締約国は、植物の品種の保護に関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対する保護を与える。

第F節 意匠

第十一・四十九条 意匠の保護

1 各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。締約国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

2 各締約国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め、又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。各締約国は、意匠法又は著作権法によってこの義務を履行することができる。

3 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。

4 各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。

- (a) 物品の一部に具体化された意匠
- (b) 適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

第十一・五十条 先行意匠としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

（注）

注 この条の規定は、締約国に対し、自国の行政当局が意匠の実体審査を行うことを確保することを要求するものではない。

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・五十一条 意匠の登録又は付与及び出願

各締約国は、次の事項を含む意匠の登録又は付与のための制度を定める。

- (a) 出願人に対して意匠の登録又は付与の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件
- (b) 出願人が、意匠に関して自国の権限のある当局からの通知に応答し、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して異議を申し立て、又は不服を申し立てるための機会
- (c) 登録又は付与の取消し、無効又は抹消を求めるための機会
- (d) 取消し、無効又は抹消の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるものの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注 この(d)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・五十二条 意匠の国際分類制度の導入

各締約国は、千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（随時行われる修正を含む。）に適合する意匠の分類制度を利用するよう努める。

第G節 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承（注）

注 この節の規定は、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承についての締約国の立場（WIPOの知的財産並びに遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承に関する政府間委員会等の場を通じた二国間又は多数国間の交渉におけるものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

第十一・五十三条 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承

1 各締約国は、自国の国際的な義務に従うことを条件として、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承を保護する適当な措置（注）を定めることができる。

注 締約国は、「適当な措置」が、各締約国の決定する事項であり、及び当該各締約国の知的財産制度に必ずしも関係しないことがあることを了解する。

2 締約国は、自国の特許制度の一部として遺伝資源の出所又は起源に関する開示の要件（注）がある場合には、当該要件に関する法令及び手続を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような

方法により、実行可能なときはインターネット等において、利用可能なものとするよう努める。

注 締約国は、一部の締約国が、該当する場合には、自国の特許制度において、情報に基づく事前の同意の証拠並びに遺伝資源及び関連する伝統的な知識についての取得の機会及び利益の配分の証拠も要求しているという事実を認識する。

3 各締約国は、質の高い特許の審査を実施するよう努める。当該審査には、次のことを含めることができる。

(a) 先行技術を決定するに当たり、関連する公に利用可能な記録された情報であつて、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関するものを考慮に入れることができること。

(b) 特許を付与することができるかどうかに関係し得る先行技術の開示（遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する先行技術の開示を含む。）を第三者が権限のある審査当局に対して書面により引用するため
の機会を与えること。

(c) 適当な場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する情報を含むデータベース又はデジタルライブラリーを利用すること。

第H節 不正競争

第十一・五十四条 不正競争からの効果的な保護

各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注 締約国は、パリ条約第十条の二の規定が、関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすることを了解する。

第十一・五十五条 ドメイン名

各締約国は、自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関し、自国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。

- (a) 紛争解決のための適当な手続であつて、ドメイン名及びIPアドレスの割当てに関するインターネット法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針に従つて定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの
- (i) 迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。
 - (ii) 公正かつ衡平なものであること。

(iii) 過度の負担とならないこと。

(iv) 司法手続を利用することを妨げないこと。

(b) 少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置（注）

注 締約国は、この(b)に規定する救済措置には、特に、抹消、取消し、移転、損害賠償又は差止めによる救済を含めることができるが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

第十一・五十六条 開示されていない情報の保護

1 各締約国は、貿易関連的所有権協定第三十九条2の規定に従い、開示されていない情報の保護を定める。

2 1の規定を適用するほか、締約国は、第十一・一条（目的）2に定める目的に関連して開示されていない情報を保護することの重要性を認識する。

第I節 国名

第十一・五十七条 国名

各締約国は、利害関係を有する者に対し、商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。

第J節 知的財産権の行使

第一款 一般的義務

第十一・五十八条 一般的義務

1 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び更なる侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手続が自国の法令に基づいて利用可能であることを確保する。当該手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手続の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2 知的財産権の行使に関する手続は、公正かつ衡平なものとする。当該手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3 各締約国は、この節の規定を実施するに当たり、知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに適当な場合には第三者の利益を考慮する。

4 締約国は、この節の規定が、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する各締約国の権能に影響を及ぼすものでもないことを了解する。この節のいかなる規定も、知的財産権の行使と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して義務を生じさせるものではない。

5 各締約国は、著作者の著作権に係る民事上の手続において、反証のない限り、著作物の著作権者として通常の方法でその氏名又は名称が明示されている者が当該著作物の著作権者であると推定すること（注）を定める。第一文に定める義務は、締約国の法令において該当する場合には、刑事上及び行政上の手続について適用する。

注 締約国は、法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この5の規定を実施することができる。締約国は、また、この5に規定する推定が反証によって反論することのできる推定であることを定めることができる。

第二款 民事上の救済（注）

注 締約国は、地理的表示の権利行使に関する民事上の司法手続を定める義務であつてこの款の規定に基づくものを貿易関連知的所
有権協定第二十三条1の注の規定に従つて履行することができる。

第十一・五十九条 公正かつ衡平な手続

1 各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者（注）に
利用可能なものとする。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を
適時に受ける権利を有する。当該司法手続の全ての当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認めら
れるものとし、また、当該司法手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならな
い。当該司法手続の全ての当事者は、その主張を裏付け、及び全ての関連する証拠を提出することについ
ての正当な権利を有する。当該司法手続においては、各締約国の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情
報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注 この条の規定の適用上、「権利者」には、連合及び団体であつて、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。

2 各締約国は、知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用

することを認めることができる。

第十一・六十条 損害賠償

1 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。(注)

注 締約国は、また、商標が使用されなかったことが認定された場合には、権利者がこの1及び3に定める救済措置に係る権利を有しないことがあることを定めることができる。締約国は、この1及び3に定める救済措置を併せて命ずることができることを定める義務を負わない。

2 締約国の司法当局は、1の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有する。(注)

注 締約国の司法当局は、損害賠償の額を決定するに当たり、適当な場合には、侵害の対象となった物品又はサービスの価値であつて、その市場価格によって評価されるものを考慮する権限を有することができる。

3 締約国の司法当局は、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。(注)

注 締約国は、当該利益が1に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この3の規定を遵守することができる。

第十一・六十一条 訴訟の費用

各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限(注)を有することを定める。

注 締約国の司法当局は、民事上の司法手続が終了した後、別個の手続を通じてこれを命ずる権限を有することができる。

第十一・六十二条 侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1 各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。(注)

注 締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2 各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。

注 締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3 不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・六十三条 民事上の司法手続における秘密の情報

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、当該司法手続の当事者、弁護士、専門家その他の裁判所の管轄権に服する者に対し、当該司法手続において作成され、又は

交換された秘密の情報の保護に関する司法上の命令（注）の違反について罰を科する権限を有することを定める。

注 この条の規定の適用上、締約国は、各締約国が自国の法令において「司法上の命令」に代わる用語として「裁判所の命令」等の用語を用いることができることを了解する。

第十一・六十四条 暫定措置

1 各締約国は、商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び次に掲げるものの双方を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類

2 各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a) 申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b) 申し立てられた侵害に関連する証拠書類

3 各締約国は、自国の司法当局が、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有することを定める。

4 各締約国は、自国の司法当局が、暫定措置に関し、申立人に対し、当該申立人が権利者であること及び当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分であり、かつ、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げない担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することを定める。

5 締約国は、暫定措置が貿易関連知的所有権協定第五十条4から8までの規定に従って実施されることを了解する。

第三款 国境措置

第十一・六十五条 権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解

放の停止

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、輸入貨物に関し、著作権侵害物品又は不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、著作権侵害物品又は不正商標商品（注1）の疑いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを提出することができる手続（注2）を採用し、又は維持する。

注1 第一款（一般的義務）、第二款（民事上の救済）、第三款（国境措置）及び第四款（刑事上の制裁）の規定の適用上、

(a) 「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の商品（包装を含む。）であって、そのような商標を付したことをもってこれらの款の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ることなくある物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、これらの款の規定に基づく手続を定める締約

国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2 締約国は、権利者によって若しくはその承諾を得て他の締約国若しくは非締約国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないことを了解する。

2 この款の規定の適用上、「権限のある当局」には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。

第十一・六十六条 停止又は留置の申立て

各締約国は、権利者の行政上の負担を最小にするため、停止又は留置に関する受理された申立て（注）が適切な期間効力を有することを定めるよう努める。

注 この款の規定の適用上、締約国は、「申立て」を「記録」を意味するものとして取り扱うことができる。

第十一・六十七条 担保又は同等の保証

各締約国は、自国の権限のある当局が、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権

限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。

第十一・六十八条 権限のある当局により権利者に対して提供される情報

締約国は、情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。

第十一・六十九条 職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の

解放の停止

1 各締約国は、輸入貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある

(注) 物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。各締

約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速

やかに受けることを定める。

注 締約国は、当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有することに基づいてこの義務を履行することができる。

2 締約国は、輸出貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができるが、又は維持することができる。

当該締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸出者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。

3 各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第十一・七十条 職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報

各締約国は、自国の権限のある当局がこの款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するように要請する権限を有することを定める。締約国は、また、権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認

めることができる。

第十一・七十一条 権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（注）

注 締約国は、第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされていることを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

第十一・七十二条 権限のある当局による廃棄の命令

各締約国は、権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物

品の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・七十三条 費用

各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されるはならないことを定める。

第四款 刑事上の制裁

第十一・七十四条 刑事上の手続及び刑罰

1 各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。(注)

注 この条の規定の適用上、この1の規定は、締約国が自国の法令に従つて、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵

害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。

2 各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、当該著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、この条の規定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。

3 各締約国は、1及び2に規定する犯罪に関し、次の事項を定める。

(a) 拘禁刑及び十分に抑止的な罰金であつて、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（注）

注 この条のいかなる規定も、拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものと解してはならない。

(b) 自国の司法当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、犯罪のために主として使用された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪に関連する証拠書類の差押え（注）を命ずる権限を有すること。

注 締約国は、公判前の差押えにつき、この(b)に規定する差押えを命ずる権限を自国の刑事上の執行当局に与えることにより、

この(b)の規定に基づく義務を履行することができる。

(c) 自国の司法当局が、被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。

- (i) 著作権侵害物品及び不正商標商品
- (ii) 著作権侵害物品又は不正商標商品の生産において主として使用された材料及び道具
- (iii) 不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装 (i)及び(ii)に掲げる物品に該当するものを除く。

4 各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製(注1)であつて、当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、及び当該損害を抑制することの必要性を認識して、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置を採用し、又は維持する。(注2)

注1 この4の規定の適用上、締約国は、「複製(copying)」を「複製(reproduction)」と同一の意義を有するものとして取

り扱うことができる。

注2 この4の規定の適用上、締約国は、自国の法令に従い、映画の著作物の許諾を得ない複製について特別な刑事上の基準額を決定することができる。

第五款 デジタル環境における権利行使

第十一・七十五条 デジタル環境における侵害に対する効果的な措置

各締約国は、第二款（民事上の救済）及び第四款（刑事上の制裁）に定める権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとすることを確認する。

第K節 協力及び協議

第十一・七十六条 協力及び対話

1 締約国は、締約国間の貿易及び投資の更なる促進の上での知的財産の利用及び保護並びに知的財産権の行使の重要性を認識する。

2 締約国は、知的財産の分野における一部の締約国の間の著しい能力の差異を確認する。

3 各締約国は、この章の規定の効果的な実施を円滑にするため、知的財産の分野において他の締約国と協力し、並びに知的財産に関する問題について対話及び情報交換を行う。

4 締約国は、知的財産の効果的な利用及び保護並びに知的財産権の効果的な行使に関する教育及び啓発を促進するために協力するよう努める。

5 締約国は、知的財産権を侵害する物品の国際貿易を排除するために国境措置について協力する。

6 締約国は、適当な場合には、調査及び審査の作業の共有並びに品質保証に係る制度についての情報の交換であつて、締約国の特許制度におけるより良い理解を促進することができるものを円滑にするためにそれぞれの特許官庁の間で協力するよう努める。(注)

注 この6の規定は、作業の共有に関する取組を支援する多数国間の情報共有の制度について適用することができる。

7 締約国は、各締約国がオンラインでの著作権の侵害の防止に役立てるためにとる措置に関する情報を共有することによって協力するよう努める。

8 締約国は、第十一・九条(多数国間協定) 3又は第十一・四十八条(植物の新品種の保護)の規定に關し、植物の新品種の保護に関する制度(育成者権の例外を含む。)の運用について協力することができる

る。

9 締約国は、イノベーションを支えるための特許の猶予期間に関する問題について協力するよう努める。

10 締約国は、特許の付与の取得に係る費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の手続及び手順に関する問題について協力することができる。

11 締約国は、それぞれの地理的表示の保護に関する情報（制度、手続及び対象となる商品に関するものを含む。）を交換することができる。

12 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する特許出願の審査における特許の審査官の訓練について協力することができる。

13 この章の規定に基づく全ての協力活動は、いずれかの締約国の要請に基づき、相互に合意する条件に従い、並びに関係する締約国の関係法令及び利用可能な資源の範囲内で行われる。

第I節 透明性

第十一・七十七条 透明性

1 各締約国は、知的財産権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止に関する最終的な司法上の決

定及び一般に適用される行政上の決定が、他の締約国及び権利者が知ることができるような方法により、少なくとも自国の国語により公表され、又は公表が実行可能でない場合には、公に利用可能なものとされることを定める。各締約国は、当該最終的な司法上の決定が、実行可能な場合にはオンラインで公表されることを定めるよう努める。(注)

注 この1の規定は、締約国に対し、自国の法令においてオンラインによる公表を明記することを要求するものではない。

2 各締約国は、自国の法令に従い可能な限りにおいて、知的財産権の出願又は申請及び登録に関する情報並びに該当する場合にはその法的地位に関する情報（登録及び失効の日等）を公表し、又は公に利用可能なものとするために適当な措置をとる。

第M節 経過期間及び技術援助

第十一・七十八条 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間

この章のいかなる規定も、締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であつて、WTOにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

第十一・七十九条 締約国別の経過期間

1 締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意して、及び前条（貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間）の規定の適用を妨げることなく、附属書十一 A（締約国別の経過期間）の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2 締約国は、附属書十一 A（締約国別の経過期間）に定める関係する期間中に、同附属書において自国について定める規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。この条の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づくこれらの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一・八十条 締約国別の経過期間に関する通報

1 附属書十一 A（締約国別の経過期間）に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別の経過期間を有する締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次のと

おり通報する。

- (a) 五年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。
- (b) 五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその後当該日から一年ごとに通報し、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。(注)

注 この(b)の規定は、附属書十一A(締約国別の経過期間)に定める経過期間の延長についても適用する。

- 2 締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請に速やかに応ずる。

- 3 締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となった義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締約国に通報する。

- 4 締約国が3の規定に従って通報しなかった場合には、事案は、ビジネス環境に関する委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。

第十一・八十一条 技術援助

- 1 締約国は、第十五章(経済協力及び技術協力)の目的に従い、附属書十一B(技術援助に係る要請の一

覽)に定めるこの章の規定の実施のために特定されたニーズに基づいて必要な技術援助を行うことを合意する。

2 1に規定する技術援助は、関係する締約国の関連規則及び利用可能な資源の範囲内で、相互に合意する条件に従って行われる。

第N節 手続事項

第十一・八十二条 知的財産権の運用のための手続の改善

締約国は、自国の知的財産制度を効率的に運用することの重要性を認識する。この点に関し、各締約国は、知的財産権の運用のための自国の手続を継続的に見直すものとし、適当な場合には、当該手続を改善するよう努める。

第十一・八十三条 書類に係る手続上の要件の簡素化

前条（知的財産権の運用のための手続の改善）の規定を適用するほか、各締約国は、次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。

(a) 特許出願に関する翻訳の証明

(b) 特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明